

よこはま動物園特別協賛募集要項

令和6年1月

公益財団法人横浜市緑の協会

1 趣旨

本要項は、公益財団法人横浜市緑の協会（以下「当協会」という。）が指定管理者として管理する横浜市立よこはま動物園（以下「よこはま動物園」という。）の特別協賛を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 目的

本特別協賛は、よこはま動物園において行う動物園の4つの目標（レクリエーション、環境教育、野生動物の保護繁殖、調査研究）を実現するための事業活動支援を目的とし、特別協賛金は、広報宣伝活動、教育普及活動等を行うための財源として使用します。

なお、本特別協賛は、飲料メーカーを対象とするものです。

3 よこはま動物園の概要

名称	横浜市立よこはま動物園（愛称 ズーラシア）
所在地	横浜市旭区上白根町 1175-1
開園	平成 11 年（1999 年）4 月 24 日
施設概要	平成 27 年 4 月に「アフリカのサバンナ」を全面公開し、敷地面積が国内最大級の 45.3ha となりました。園内は「アジアの熱帯林」から「アフリカのサバンナ」まで 8 つの気候帯で構成され、展示場は生息環境を再現した「生息環境展示」となっています。オカピやインドライオン、カンムリセイランなど日本初渡来の動物を数多く飼育しており、「横浜市を代表する総合的な動物園として、誰もが楽しみながら学べる動物園」です。
入園者数	■令和 2 年度：約 75 万人 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4/1～6/10 の間は臨時休園、6/11～10/18 の間は入園者数を上限 5,000 人に、10/19～3/31 の間は上限 8,000 人に制限) ■令和 3 年度：約 102 万人 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4/1～8/3 の間は土日祝日上限 8,000 人に、8/4～9/30 の間は平日も上限 8,000 人に、10/1～10/31 の間は土日祝日上限 8,000 人に、11/1～11/28 の間は土日祝日上限 10,000 人に制限) ■令和 4 年度：約 103 万人

4 募集内容

(1) 協賛の名称

よこはま動物園特別協賛

(2) 協賛の内容

ア 年 400 万円(税別)の協賛金

イ ドリームナイト・アット・ザ・ズー(※)への飲料物品協賛(年 1 回、飲料 20 ケース)

※ 動物園に行く機会の少ない、障がいのある子どもたちとその家族を、閉園後の動物園に招待するイベント

(3) 協賛会社募集数

1 社（本件募集を含め、よこはま動物園特別協賛会社数は 4 社を予定しています。）

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

契約期間満了の3箇月前までに双方の一方から解約の意思表示をしないときは、更に1年間更新できるものとし、以降同様としますが、契約期間は令和8年3月31日までを限度とします。

(5) 協賛金の支払い

契約年度の6月末日までに当協会の指定口座にお振込みいただきます。

なお、振込手数料は、協賛会社の負担となります。

5 協賛特典

特別協賛会社は、次の協賛特典を得ることができます。

(1) よこはま動物園の広報媒体への協賛会社名の掲載

掲載媒体及び内容等は次のとおりです。

広報媒体	内容等
ホームページ	<ul style="list-style-type: none">・トップページアクセス数：約170万件/年（令和4年度実績） ※協賛会社名をトップページの協賛会社告知スペースに掲載・協賛会社名の掲載方法：バナー・バナーデータ仕様：ファイル形式 GIF（アニメは不可） サイズ 160×40ピクセル（ケイイキ） ※バナーデータは協賛会社の負担で作成いただき、支給をお願いします。
園内マップ	<ul style="list-style-type: none">・印刷数：約19万部/年（令和5年度実績） ※日本語18万部、外国語1万部・協賛会社名の掲載方法：文字

※ 媒体のデザイン・レイアウト変更により掲載場所、サイズ等が変更となる場合があります。

※ 掲出配列は五十音順・順不同とさせていただきます。

(2) よこはま動物園・金沢動物園共通招待券の提供

年500枚を無償提供します。

(3) 飲料商品仕入の優先的取引交渉機会の提供

対象商品及び取引条件等は次のとおりです。

ア 対象商品

よこはま動物園内飲料自販機で販売する飲料商品

イ 販売方法

協賛会社から上記対象商品を仕入れ、園内の飲料自販機44台（令和5年12月1日現在）において販売します。原則として各自販機のコラム数の1/3を使用し販売します。（本件協賛会社を含め特別協賛会社3社でコラムを配分）

※ 飲料自販機の売上実績（参考）（特別協賛3社合計）

令和2年度：約3,800万円、令和3年度：約5,300万円 令和4年度：5,100万円

ウ 取引条件

- ・販売商品の品目、売価、仕入価格は、当協会と協賛会社の協議により決定します。（売価は、現行価格が基本となります。）
- ・仕入代金は、毎月末締め翌月末日までの支払いとなります。
- ・商品の納品は、よこはま動物園内の指定場所となります。
- ・協賛会社による自販機の設置管理（商品の充填を含む）は必要ありません。

6 公募の手続きについて

(1) 公募のお知らせ

協賛会社の公募については、当協会ホームページに掲載し、広くお知らせします。

(2) 公募資料のウェブサイト掲載

掲載場所 (公財) 横浜市緑の協会ホームページ

URL <https://www.hama-midorinokyokai.or.jp/>

紙文書での配布はありません。

(3) 応募書類の受付

ア 応募意向申し出

日時：令和6年1月12日(金)12時00分まで

下記問合せ先までEメールにてご連絡ください

イ 応募書類

(ア) 協賛申込書(様式第1号)

(イ) 欠格事項に該当しない誓約書(様式第2号)

(ウ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人の概要が分かるもの(様式なし)

ウ 応募書類の受付日時・場所・方法

日時：令和6年1月26日(金)10時00分まで

場所：下記問合せ先

方法：応募者が直接ご持参ください。

※ 応募が複数の場合は、抽選を行います。

(4) 応募条件

ア 応募者の資格

横浜市内に本社、支社及び営業所等を有する飲料メーカー(法人)

※ 現在のよこはま動物園の特別協賛会社は、本件に応募できません。

イ 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中であること。

(ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること。

(5) 本件協賛の決定

応募書類の受付後、応募者と本件協賛の細目について協議を行い、特別協賛契約を締結します。

協議は、協賛特典の内容を含むこととし、協議が整わない場合、契約を行うことはできません。

応募が複数あった場合は、抽選により決定した順番で応募者と協議を行い、協議が整った応募者と契約を締結します。

なお、応募時に欠格事項に該当することが明らかになった場合は、協議又は契約後であっても、本件応募は取消しとなります。

7 問合せ先

公益財団法人横浜市緑の協会

動物園調整課 齋藤、加藤

〒231-0021

神奈川県横浜市中区日本大通 58 番地 日本大通ビル 2 階

TEL 045-228-9439(直通)

FAX 045-680-2031

E-mail : eigyou01@hama-midorinokyokai.or.jp